

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 (A,B,D) 概要

事業区分		(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(D) エネルギー需要最適化対策事業
事業要件		(A) 先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、S I Iが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	(B) オーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業	(D) エネルギー需要最適化対策事業 S I Iに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、S I Iに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネルギー効果の要件		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 ※複数の対象設備を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上 ※複数の対象設備を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
補助対象経費		設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業等	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2以内
	大企業、その他	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	1/3以内
補助金限度額 ()内は非化石		【上限額】 15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】 100万円/年度 *複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】 15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】 100万円/年度 *複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) *連携事業は30億円(40億円)	【上限額】 1億円/年度 【下限額】 100万円/事業全体 *複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

- 当資料は、事業の概要を説明するものです。要件等は変更になる場合がございます。
- 申請にあたっては、後日公開される公募要領等をご確認ください。